

国家公務員の再就職に関する **3** つの掟

- ◆ 国家公務員（OB含む）には、再就職に関する **3つのルール** があります。
- ◆ このような行為を実際に受けたり、見聞きした場合には、裏面窓口まで御一報ください。

1 国家公務員（OB含む）の再就職をあっせんすることはできません。

一部例外あり



国家公務員（OB含む）の再就職あっせんは、違法行為に当たる可能性があります。

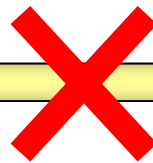
国家公務員



公務員（OB含む）

（例：公務員（OB含む）の名前・職歴の提供）
（例：職務内容や待遇等の求人情報の照会）

企業・団体の方



2 現在のポストと利害関係のある企業等への求職活動はできません。

一部例外あり



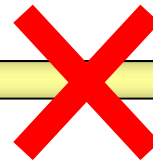
あなたの企業等と利害関係のある国家公務員からの求職照会は、違法行為に当たる可能性があります。

国家公務員



（例：自らの名前・職歴の提供）
（例：職務内容や待遇等の求人情報の照会）

企業・団体の方



裏面へ



3

企業等に再就職した公務員OBは、 契約や処分に関して元の職場に働きかけることはできません。

一部例外あり

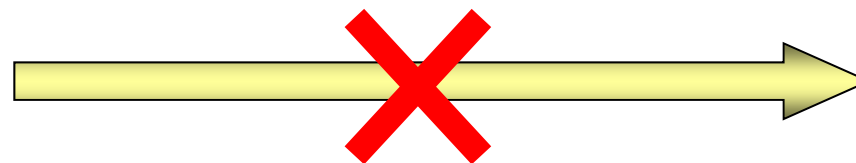


あなたの企業等に在籍する国家公務員OBによる元職場への便宜要求は、違法行為に当たる可能性があります。

国家公務員OB



- (例：再就職先企業との契約を有利にするよう要求)
- (例：再就職先企業への許認可を認めるよう要求)
- (例：再就職先企業への処分を甘くするよう要求)



国家公務員



< 違反情報の提供、制度に関する問い合わせ先 >



Cabinet Office, Government of Japan

再就職等監視委員会事務局

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

電話：03-6268-7660～7668（直通）

FAX：03-6268-7659

URL：<http://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html>

